

## 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会入会手続きの 一部変更に関する意見募集について

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会手続きを円滑に進めるために行う手続きの一部変更に関する意見募集を実施しております。

### 1. 概要

特定技能外国人材の受け入れを希望する事業者は、出入国在留管理庁（以下「入管庁」）による在留資格の審査を受ける必要があり、その審査要件の中には、特定技能外国人を受け入れた日から4ヶ月以内に経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議・連絡会」）」の構成員になる要件が課されています。当該要件は経済産業省が定める告示において規定しています。

現在、製造分野の特定技能外国人材の受け入れを希望する事業者の受入れ業種の適合性確認を円滑に行うため、入管庁による在留資格の審査前に、経済産業省が組織する協議・連絡会の構成員となることを要件とするために行う告示改正に関する意見募集を実施しております。

### 2. 意見募集について

意見募集期間	令和2年12月2日(水)～令和2年12月31日(木) 必着
資料入手方法	電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載 <a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595120154&amp;Mode=0">https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&amp;id=595120154&amp;Mode=0</a>
意見提出先・提出方法	意見提出用紙で指定のメールアドレスに提出 (詳細は意見公募要領をご確認下さい)

特定技能外国人材制度における製造3分野の特有の事情に鑑みて定める基準の改正に対する意見募集について



カテゴリ	工業
案件番号	595120154
定めようとする命令などの題名	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正等
根拠法令条項	出入国管理及び難民認定法第2条の5第3項特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続
案の公示日	2020年12月2日 <b>NEW</b>
受付開始日時	2020年12月2日8時
受付締切日時	2020年12月31日17時
意見提出が30日未満の場合その理由	

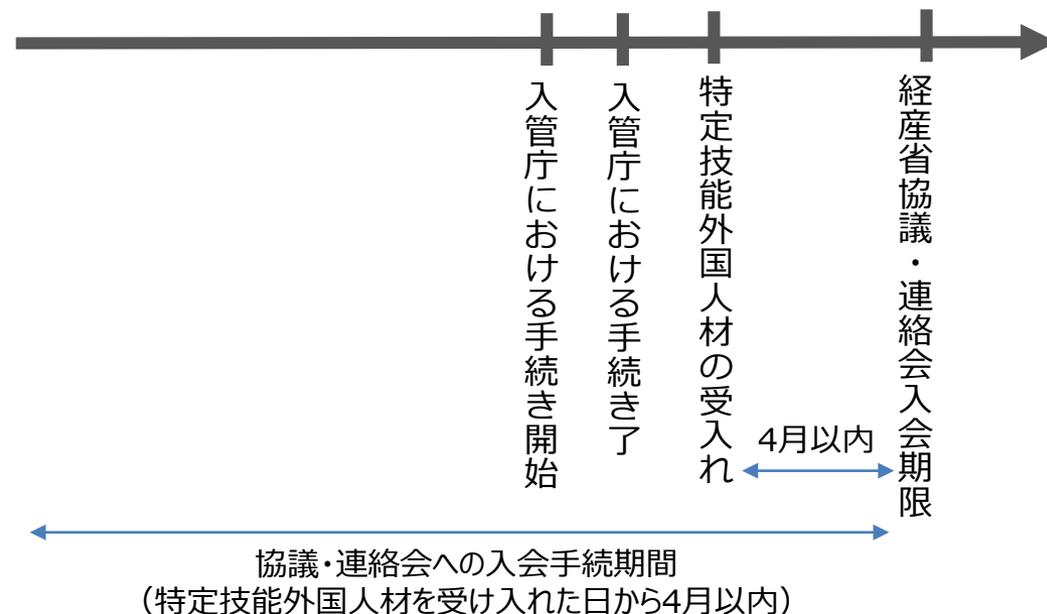
# (参考) 今回の告示改正に伴う、協議・連絡会の入会手続きの変更について

## <現行>

- 初めて特定技能外国人材を受け入れる場合には、特定技能外国人材の受入れた日から4月以内に協議・連絡会への入会が必要。

### (課題)

- 協議・連絡会の入会手続き時に、入管庁に申請した特定産業分野と事業内容の適合性が確認できず、協議・連絡会の入会要件を満たさない事例が発生。特定技能外国人材制度の安定的な運用に支障がでている。



## <変更後>

- 入管庁における手続きの前に、協議・連絡会への入会が必要。
- 入管庁における手続き前に、特定産業分野と事業内容の適合性を事前に確認できるため、より確実な特定技能外国人材の受入れが可能。

